

北海道告示第 10426 号

都市計画事業の施行に当たり、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 66 条の規定により、次のとおり告示する。

その関係書類は、北海道後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて、一般の縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 23 日

北海道知事 鈴木直道

1 都市計画事業の種類及び名称

余市都市計画道路事業 3・4・5 号黒川線及び 3・3・2 号大川橋線

2 施行者の名称

北海道

3 事務所の所在地及び名称

小樽市奥沢 1 丁目 21 番 1 号 北海道後志総合振興局小樽建設管理部

4 事業地

(1) 収用の部分

北海道余市郡余市町黒川町 18 丁目、黒川町 17 丁目、黒川町 15 丁目、黒川町 14 丁目、大川町 12 丁目、大川町 11 丁目及び大川町 10 丁目地内

(2) 使用の部分

なし